

速報重要判例解説

【No.2004-005】

いわゆる一括支払システムにおける代物弁済条項の効力

【文献番号】	28090148
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第二小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成15年12月19日
【事件番号】	平成10年（行ツ）第149号
【事件名】	第二次納税義務告知処分取消請求事件
【裁判結果】	上告棄却
【裁判官】	梶谷玄 福田博 北川弘治 亀山継夫 滝井繁男
【参照法令】	国税徴収法24条

〈本件判決についての解説〉

1. 事実の概要

- (1) 上告人・X銀行、同補助参加人B会社（スーパーマーケット）及びその取引先であるA会社（納入業者。以下「取引会社」という。）は、平成4年12月8日、取引会社がB会社との間の継続的取引によって取得する売掛金債権を担保のためX銀行に譲渡し、X銀行は取引会社に対し別途締結した当座貸越契約に基づき上記売掛金債権残高を貸越極度額として貸付けを行うことなどを内容とする一括支払システムに関する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- (2) 本件契約においては、X銀行に担保のために譲渡された売掛金債権について、国税徴収法24条に基づく告知が発せられたときは、これを担保としたX銀行の当座貸越債権は何らの手続を要せず弁済期が到来するものとし、同時に担保のため譲渡した売掛金債権は当座貸越債権の代物弁済に充てることなどを内容とする合意（以下「本件合意」という。）がされている。
- (3) X銀行は、本件契約及び前記当座貸越契約に基づき、取引会社がB会社に対して有する売掛金債権を取引会社から担保のため譲り受け、取引会社に上記各債権と同額の貸付けを行った。
- (4) 被上告人・Y国税局長は、平成5年5月20日、国税徴収法24条2項に基づき、X銀行に対し、上記売掛金債権から取引会社の滞納国税を徴収する旨の告知書（この告知書による告知を以下「本件告知」という。）を発出し、同告知書は同日X銀行に到達した。
- (5) X銀行は、Y国税局長を相手取って本件告知（ただし、同年6月1日に被上告人によって一部取り消された後のもの。）の取消しを求めて争った。

2. 判決の要旨

1) 一審判決の要旨

- (1) Y国税局長は、国税徴収法24条5項の「告知をした後」とは同条2項の告知を発せられた時以後を意味するから、本件告知が発せられたことにより、商品代金債権が譲渡担保財産でなくなっても、徴収所轄庁との関係では、なお譲渡担保財産として存続する旨主張する。しかし、同条2項の告知は、税務署長が譲渡担保財産について滞納処分を執行するための前提となるものであり、譲渡担保権者が告知を受けたときは、一定期間内に国税が完納されない限り第二次納税義務者とみなされて当該譲渡担保財産につき滞納処分を受ける地位に立たされるのであるから、そのような告知は相手方に到達して初めて効力を有するものであるし、同条3項が「告知を発した日から10日を経過した日」と規定しているのに対し同条5項は、「告知・・・をした後」と規定しており、その文言からしても、右「告知・・・をした後」とは、告知が譲渡担保権者に到達した後と解するのが相当である。
- (2) 本件において、滞納者（A会社）、補助参加人B会社（大型小売店）、X銀行の三者間で、「一括支払システムに関する契約」を締結し、滞納者がB会社との間の継続的取引に

よって取得する商品代金債権を担保のためX銀行に譲渡し、X銀行は、滞納者との間の当座貸越契約に基づき、代金債権を担保に滞納者に貸付けを行うこととし、特約として、担保のため譲渡された代金債権につき譲渡担保権者に対する国税徴収法24条2項の告知が発せられたときは、当座貸越債権は何らの手続を要しないで弁済期が到来するものとし、代金債権は当座貸越債権の代物弁済に充当されることを約定した。X銀行は、Y国税局長の同条項による告知につき、右特約により譲渡担保財産が存在しないことを理由にその取消しを求めている。同条6項により国税に劣後する譲渡担保権者は、同条1項の要件が具備される限り譲渡担保財産から国税を徴収されることを受忍すべきところ、右特約は、告知が行われることに着目し、告知が発せられることを条件に譲渡担保財産たる代金債権が当然に被担保債権の代物弁済に充てられることを予め合意することにより譲渡担保権を消滅させ、国税の徴収の機会を奪うという効果をもつことになる。しかし、右特約は、私人間の合意によって国税の徴収が及ばない譲渡担保財産を創出するものであり、当事者間の効力はともかく、少なくとも国税債権者との関係では、X銀行は、右合意の存在を理由に、同条に基づく物的納税責任を免れることはできないと解するのが相当である。

(3) X銀行は、いわゆる一括支払システムは、相殺の予約や割引手形の買戻債務に関する約定と同様に有効であり、国税徴収法24条の適用がない旨主張する。しかし、相殺に関する最高裁判決と本件は事案を異にしており、債権者にとって担保権が被担保債権の回収の上で重要な役割を担うものであるが、国税徴収法はこのような担保権でも国税との関係で劣後する場合があるとしているのであり、X銀行が代金債権を貸付金の引当てとして期待しているとしても、その故に同法24条の物的納税責任の追及を回避するような約定が許されるものではない。

(4) X銀行は、いわゆる一括支払システムは手形割引や手形の譲渡担保による金融と類似するから国税徴収法24条の適用がない旨主張する。しかし、手形割引は、手形の売買であるから、同条の適用がないのは明らかであり、譲渡担保に供された手形については、同法附則5条4項に「法24条の規定は、手形・・・については、当分の間、適用しない」と規定されているから、法24条の適用がないのであって、本件のような指名債権について法24条の適用を排除する規定がない以上、たとえ右契約が手形割引と同様の機能を営んでいるとしても、これについて同条の適用を否定すべき理由はない。

- 請求棄却 -

2) 控訴審判決の要旨

控訴審判決は、第一審判決の理由を全面的に引用したほか、大要次のような理由を附加した。

(1) X銀行は、いわゆる一括支払システムは、相殺の予約や割引手形の買戻債務に関する約定と同様に有効であり、国税徴収法24条の適用がない旨主張する。しかし、相殺に関する最高裁判決と本件は事案を異にしており、債権者にとって担保権が被担保債権の回収の上で重要な役割を担うものであるが、国税徴収法はこのような担保権でも国税との関係で劣後する場合があるとしているのであり、X銀行が代金債権を貸付金の引当てとして期待しているとしても、その故に同法24条の物的納税責任の追及を回避するような約定が許されるものではない。

(2) 一括支払システム契約における代物弁済条項が国税徴収法24条に違反するため、その効力が否定され、国税債権者が譲渡担保権者に対して物的納税責任を追求することは同法24条の規定による効果であって、これが租税法律主義に違反するということとはできない。

- 控訴棄却 -

3) 上告審判決の要旨

国税徴収法24条1項は、納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものがあるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、上記譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができることとしている。他方、同条2項は、税務署長が同条1項により徴収しようとするときは、譲渡担保権者に対し、徴収しようとする金額等を記載した書面により告知しなければならないこととしており、同条3項は、告知

書を発した日から10日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときに、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができることとしている。このように同条2項による告知がされると、譲渡担保権者が譲渡担保権を実行して譲渡担保財産に対する滞納処分を回避しようとする事態が生じ得るため、同条5項は、「第2項の規定による告知（中略）をした後」に納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、同条3項を適用すると規定している。

上記各規定にかんがみれば、同条2項による告知は、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる場合に、譲渡担保権者にとって不意打ちとならないようにするため、あらかじめ同項所定の事項を通知しようとするものである。そして、同条5項にいう「第2項の規定による告知（中略）をした後」とは、同条2項の告知書が譲渡担保権者に到達した時点以後を意味するが、同条2項の告知の発出と到達との間の時間的間隔をとらえ、告知書の発出の時点で譲渡担保権者が譲渡担保権を実行することを納税者とあらかじめ合意することは、同条2項の手続が執られたことを契機に譲渡担保権が実行されたという関係があるときにはその財産がなお譲渡担保財産として存続するものとみなすこととする同条5項の適用を回避しようとするものであるから、この合意の効力を認めることはできない。

これを本件についてみると、本件合意は、上告人に担保のために譲渡された売掛金債権について、同条に基づく告知が発せられたときは、これを担保とした上告人の当座貸越債権は何らの手続を要せず弁済期が到来するものとし、同時に担保のため譲渡した売掛金債権は当座貸越債権の代物弁済に充てることなどを内容とするものであるから、その効力を認めることはできない。したがって、本件告知が違法であるとはいえない。

- 上告棄却 -

3. 本件判決についてのコメント

本判決に賛成する。

(1) 一括支払システムの仕組み

「一括支払システム」は、大手企業（スーパーマーケットや機械工業会社）、その取引金融機関（銀行、信用金庫）、下請企業（スーパーマーケットに納品する食料品等取扱業者あるいは機械部品を納品する下請業者）の三者間の基本契約である。

この基本契約は、おおむね次のような内容をもっている。

- a 大手企業は、下請企業に対する買掛金債務の支払事務を金融機関に委託すること。
- b 金融機関は、下請企業との間で「一括支払システム当座貸越契約」を締結し、貸越契約に基づいて、代金債権を担保とし、期日未到来分の代金債権残高を貸越限度額として、下請業者に当座貸越を行うこと。
あるいは、代金債権を担保とし、融資を行うこと。
- c 下請企業は、大手企業に対する代金債権を、大手企業が「譲渡代金債権明細書兼承諾書」を金融機関に交付することにより、貸越契約に基づく当座貸越債権の担保として金融機関に債権譲渡すること。大手企業は、この債権譲渡を承認すること。
- d 金融機関は、代金債権の支払期限が到来したときに、その支払額を大手企業の当座預金口座から引き落として、これを下請企業の当座預金口座に振り込むこと。
- e 下請企業に対して代金債権を担保とする融資が実行されている場合には、金融機関は、代金債権の支払期限が到来したときに、その支払額を自己の融資債権の回収にあてること。
- f 特約として、担保のため金融機関に譲渡された代金債権につき国税徴収法24条2項、地方税法14条の18及びこれと同趣旨の規定に基づく譲渡担保権者に対する告知が発せられたときは、金融機関の当座貸越債権は直ちに弁済期が到来するものとし、告知処分の発信時に代金債権は当座貸越債権の代物弁済に充当されること。

(2) 一括支払システムは、これにより大手企業が個々の下請企業に対して取引代金に係る支払手形の振出しという手間が省け、手形に貼付すべき収入印紙の負担を免れることがで

きるメリットがあるとして考案されたものである。

他方、下請企業においても、従前手形割引の方法によって金融手段としていたのに対し、一括支払システムの下では、一般的に、大手企業に対する売掛金を限度とする当座貸越しあるいは売掛金を担保とする融資を受けることができるから、融資交渉上の手間が省けることになる。また、金融機関（銀行）においても、大手企業の納入代金支払事務を引き受けることを通じて、事実上、大手企業の傘下にある多数の下請企業の金融を支配下に置くことによって、預金者ないし融資先を自行に囲い込む効果を期待できる。

その意味では、この一括支払システムは、一応その経済的合理性を認めることができるが、金融機関（銀行）は、売掛債権を担保とする融資のリスクを回避するため、上記のような特約条項、すなわち当該譲渡担保債権につき国税徴収法 24 条 2 項、地方税法 14 条の 18 及びこれと同趣旨の規定に基づく譲渡担保権者に対する告知が発せられたときは、金融機関の当座貸越債権は直ちに弁済期が到来するものとし、告知処分が発信時に代金債権は当座貸越債権の代物弁済に充当されるという条項を設けたのである。

本件において問題となっているのは、この条項が標的としている国税債権者等に対抗できるかどうかの問題なのである。このことは、後に論じる問題に関連して銘記されなければならない。そして、あらかじめ指摘しておくならば、この条項が、国税債権、地方税債権などを害する目的で設けられていることは、その文言上明らかである。

（３）譲渡担保財産としての存続

国税徴収法 24 条 2 項の告知をした後、3 項の差押えをするまでの間には、原則として 10 日の余裕がある。そこで、2 項の告知をした後、被担保債権の弁済期が到来し、滞納者弁済をしないために担保財産が担保としての機能を失い、担保権者の所有に確定的に帰してしまう場合があり得る。この場合、3 項の差押えをすることができないとしたのでは、担保権者に予告した後に差押えをすることとした法の趣旨が損なわれる。そこで、2 項の告知をした後に担保財産が確定的に担保権者に移転した場合にも、なお譲渡担保財産として存続するものとみなす旨の 5 項の規定を設けているのである。

同条 5 項において「債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合」と規定しているのは、弁済があった場合には、被担保債権が消滅し担保財産は設定者（滞納者）の財産に復帰することになるので、その滞納者の財産について滞納処分を行うことができるので、弁済の場合を除外するという意味である。

（４）国税と譲渡担保債権との優劣判定の基準

国税徴収法は、国税債権は、一般私債権に対し原則的に優先する（同法 8 条）としながら、国税債権の法定納期限等以前に設定され又は成立している質権、抵当権又は先取特権等により担保される債権には劣後するものと定めている（同法 15 条、16 条、19 条、20 条、23 条）。これに対し、譲渡担保にあっては、告知以前に譲渡担保権者に確定的に移転した財産については、国税債権による徴収ができないこととしている。すなわち、国税徴収法は、譲渡担保が法形式上譲渡担保の目的たる財産を担保権者に「譲渡」する構成（権利移転的構成）を採るという特質を重く見て、他の典型担保権以上に譲渡担保に一層謙抑的な姿勢で臨んでいるといえる（注 1）。

そして、本件特約条項は、その告知到達の前（発信日）に遡って被担保債権の弁済期が到来し、代物弁済により担保財産（代金債権）が金融機関に属することを内容としたものであり、これによって実際上新たな差押禁止財産を作出しようとするものである。

（５）租税徴収制度調査会の答申

国税徴収法改正の基礎となった租税徴収制度調査会（我妻栄会長）昭和 33 年 12 月 8 日付け答申（注）は、「租税の徴収も担保物権の公示の原則を尊重して行うこととする反面、租税との関係においてこれらの担保物権に対して与えられている保護以上のものを譲渡担保に与えることは、租税の徴収の確保並びにその公平の実現を図るため、適当でないから、譲渡担保設定者の滞納がある場合においては、譲渡担保設定者の租税の徴収に関する限り、第二次納税義務に準ずる物的納税責任という構成により、私法関係に直接影響を与えることを避けつつ、担保財産は譲渡担保設定者に実質的に帰属しているものとして、

次により措置すべきである。」として、上記のような制度を提案したのである。このように、譲渡担保を24条の規定以上に保護すべき理由はないように思われる。

(6) 本件特約条項の問題点

本件特約条項の問題点のうち最大のものは、国税徴収法24条による国税債権と私債権との調整を否定し、実際上新たな差押禁止財産を作出しようとするものであって、強行法規に違反するという点にある。

このほかの問題点としては、西山由美講師の評釈に詳しい。その要点を簡記すると、次のとおりである

- a 担保権実行日を告知の発信日とするのは、租税回避行為とみられること。
- b 告知の発信日という、国税債権者はもとより契約当事者においても認識し得ない擬制的時点をもって実行時点とするのは、規定の解釈から逸脱すること。
- c 帰属清算型の譲渡担保は、担保権者が担保目的財産を確定的に帰属させる旨の意思表示では足りず、清算金の有無及びその額が確定した時点で実行完了となること。

(7) 本件の個別問題

本件において、X銀行が主張した論点は、多岐に亘るが、本件特約条項が効力を持たないとされた以上、これを議論する実益に乏しい。

(8) 関連する問題

譲渡担保財産についてこれを滞納者の財産として先に債権差押えがあり、後に譲渡担保権者に対し告知があった場合(24条4項)のケースでは、一括支払システムの上記特約条項は機能しない。具体的事例としては、後掲(注2)の名古屋地裁平成9年8月29日判決がある。

なお、このほかの参考文献については、(注2)ないし(注5)に掲げるとおりである。

(注1) 今尾真(後掲)338頁参照。

(注2) 租税法研究会編・租税徴収法研究下巻所収908頁

(注2) 先例となる判決等

- a 東京地裁平成9年3月12日判決(本件の第一審)LEX/DB28020524
- b 東京地裁平成9年4月28日判決・LEX/DB28022166
- c 名古屋地裁平成9年8月29日判決・LEX/DB28022186
- d 東京高裁平成10年1月29日判決(bの控訴審)LEX/DB28030688
- e 東京高裁平成10年2月19日判決(本件の控訴審)LEX/DB28030687
- f 最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決・LEX/DB28070750
- g 国税不服審判所平成7年6月19日裁決・LEX/DB26011011
- h 国税不服審判所平成10年2月27日裁決・LEX/DB26011303

(注3) 国税不服審判所平成7年6月19日裁決の評釈

西山由美・ジュリスト1104号(1997年1月1日=15日)

(注4) 本件判決の評釈

a 第一審判決の評釈

米倉 明・NBL617号6頁(1997年5月15日)

「銀行法務21」編集部・「銀行法務21」41巻9号30頁(1997年8月)

「月刊税務事例」編集部・月刊税務事例30巻2号20頁(1998年2月)

石田喜久夫・判例評論471号(判例時報1631号)179頁(1998年5月1日)

江頭憲治郎・ジュリスト1138号118頁(1998年7月15日)

松本恒雄・判例タイムズ973号66頁(1998年8月1日)

山田二郎・自治研究74巻9号113頁(1998年9月)

田中治・租税法研究26号150頁(1998年10月)

b 控訴審判決の評釈

佐藤英明・旬刊金融法務事情 1524号52頁(1998年9月5日)
高須要子・判例タイムズ臨時増刊1005号278頁(1999年9月)
今尾真・ジュリスト 1148号337頁(1999年1月1日・15日合併号)

(注4) 民事法・商事法の観点からの一括支払システムの解説

辻田 泰徳「一括支払システムの契約改訂について - 停止条件付代物弁済の特約追加 - 」金融法務事情 1183号6頁(1988年)。

新堂 幸司「修正一括支払システムの有効性」金融法務事情 1183号12頁(1988年)。

新堂 幸司・田淵 智久「一括支払システムと国税滞納処分 - 国税不服審判所裁決の問題点 - 」金融法務事情 1435号6頁(1993年)。

(注5) 本件判決の掲載文献

本件については、第一審判決及び控訴審判決を合わせ、上告審判決と上告理由とが金融・商事判例 1182号に掲載されている。

(平成16年2月20日)

著者：税理士 荻野 豊